

## 事務事業評価表

平成14年度	主要事業計画対象の有無	有	電話	042(769)8375
担当部課名	土木部	道路管理	課	境界 係
事務事業名	道路境界整備事業		事業コード	32220

## 1 総合計画における位置づけ

政策名	第2章	質の高い都市基盤の整備を進めます	事業開始年度
基本施策名	第2節	安全でゆとりある道路の整備	~63 年度
施策名	第2施策	身近な生活道路の整備	

## 2 実施根拠及び関連法令等

道路法第28条 道路法施行規則第4条の2
-------------------------

## 3 事業概要

(1) 事業の目的 道路境界整備事業とは、市内全域を対象とした道路境界の補正業務である。道路台帳については道路法の定めにより、道路管理者が調製して保管し閲覧に供する義務を負う。	(2) 対象(誰、何) 道路総延長 対象数 約1,840km
(3) 平成13年度事業の内容 境界整備は、昭和50年度から平成6年度までの20年間で市内全域を一巡したが、この間に、道路台帳平面図に転記・補正すべき新たな道路(開発道路、寄付道路等)が残積していく形になり、さらに、これらを第2巡目として平成7年度から8年間に亘り継続して整備中であり、今年度を持って終了する。  実施区域 南台1~6丁目、相模台1~7丁目、上鶴間1~8丁目、東林間1~8丁目ほか 220路線 延長17,801m 面積78,188m <sup>2</sup>	(4) 総合計画・実施計画における概要 なし  (5) 個別計画の概要 計画名 道路境界整備事業第3巡目 計画年次 15年度~20年度 第1巡目 昭和50年度~平成6年度 第2巡目 平成7年度~平成14年度

## 4 評価指標

指標名	道路台帳整備実施率		
指標式	実施総延長 / 道路総延長 × 100		
指標設定の意図	実施率により成果を表す		

## 5 目標と実績

〔金額単位：千円〕

	平成11年度	平成12年度	平成13年度(評価対象年度)		平成14年度	
	実績	実績	実績	目標	目標	
指標	83	83	a 83	b 83	83	
指標			c	d		
指標			e	f		
事業費	決算(予算)額	109,886	103,326	117,542	123,093	126,555
	人員・時間数	(1.03人)	(1.02人)	(1.02人)	(1.02人)	(1.02人)
	人件費	8,670	8,628	8,582	8,582	8,582
	その他経費					
	合計	118,556	111,954	126,124	131,675	135,137
特定財源						

6 個別評価

(1)達成度…目標をどれだけ達成したか		
評価 A ▼	A : 達成している ( 100%)	= 、 、 の平均値 = 100.0%
	B : 一部達成していない(100%> 80%)	
	C : 達成していない (80%> )	

$\frac{a}{b} \times 100 = 100.0\%$	$\frac{c}{d} \times 100 =$	$\frac{e}{f} \times 100 =$
------------------------------------	----------------------------	----------------------------

理由： 道路は年々延長しているため、計画的に整備しているが、実施率100%にはなかなか近づかない。

(2)必要性…時代変化に適応した事業内容か		
評価 A ▼	A : 適応している	理由： 境界は私的権利や利益などにかかわるため、高い信頼性と正確性の保全を図ることが求められる。
	B : 一部適応していない	
	C : 適応していない	

(3)経済性・効率性…費用対効果は妥当か		
評価 A ▼	A : 妥当である	理由： 平成13年度より分割発注を開始した。
	B : 一部妥当でない	
	C : 妥当でない	

(4)事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適当か		
評価 A ▼	A : 代替の可能性ない	理由： 市道管理は、市が実施していくことが適当である。
	B : 代替の可能性低い	
	C : 代替の可能性高い	

(5)市民満足度…対象市民の満足は得られているか		
評価 A ▼	A : 満足できる	理由： 官民の境界が決まっていれば、土地活用上大幅に有利である。
	B : 一部満足できない	
	C : 満足できない	

(6)有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か		
評価 A ▼	A : 有効である	理由： 境界整備をすることにより、身近な生活道路の整備を図る。
	B : 一部有効である	
	C : 有効でない	

<p>評価バランスチャート</p>	<p>成果向上の余地</p> <p><input type="checkbox"/> ある</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ない</p> <p>説明： 補正している期間の残積分は、次の一巡で取り込むことになる。 補正は早く実施する事が望ましいが、現状ではやむを得ない。</p>
	<p>コスト改善余地</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ある</p> <p><input type="checkbox"/> ない</p> <p>説明： 開発道路については、都市計画法33条許可条件として、運用基準の中で表記すること等で対応するしかないが、尚一層の協力の要請を求めていく。</p>

7 総合評価

評価	AA ▼	他自治体の類似事業との比較	
今後の進め方		説明	道路台帳図を含む境界資料は、土地等に関するあらゆる事業で取り扱われる重要な図書であり、境界の適正な維持管理と円滑な道路事業の推進のため、今後とも境界整備によって現地と共に常に補正を行う必要がある。
<input checked="" type="checkbox"/>	継続		
<input type="checkbox"/>	見直し		
<input type="checkbox"/>	廃止		
<input type="checkbox"/>	完了		

8 二次評価における変更点

・過去において確定又は協議されている箇所の再査定申請について、有料化を検討すべきである。